

雇用保険三事業の見直しに係る経緯について

1 平成18年6月2日 行政改革推進法

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成十八年法律第四十七号）（抄）

（労働保険特別会計に係る見直し）

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

2 平成18年7月26日 雇用保険三事業見直し検討会

「雇用保険三事業の見直しについて」（抄）

4. 事業精査の結果

・・・三事業による各事業（以下「雇用安定等事業」という。）について精査した結果、

① かつて勤労者福祉施設の整備等を行っていた雇用福祉事業は、失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等失業等給付の事業に資するかどうか検討したところ、必ずしもそのような目的を有していないものも相当程度あることから、事業類型としては廃止することが適当である。ただし、個別事業（事業内容等を見直したものも含む。）について、失業等給付の事業に資するものであり、かつ、効果的な事業であるものについては、雇用安定事業又は能力開発事業として実施することが適当である。

② 雇用安定事業及び能力開発事業については、成果に係る評価等により手法の適切性や積極的な事業の必要性を精査した結果、事業の廃止又は見直しを必要とするものや過剰予算となっているものもあり、徹底した整理合理化が必要である。

3 平成18年12月27日 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告

「雇用保険制度の見直しについて」（抄）

第2 雇用保険制度の見直しの方向

3 雇用保険三事業

- ① 雇用保険三事業の見直し整理案（平成18年7月26日雇用保険三事業見直し検討会）を踏まえ、失業等給付の抑制に資する観点から、雇用福祉事業を事業類型としては廃止する（ただし、個別事業（事業内容を見直したものと含む。）について、失業等給付の抑制に資するものであり、かつ、効果的なものについては、雇用安定事業又は能力開発事業として実施することが適当である。）とともに、既存事業の規模を大幅に縮減し、各個別事業について、引き続き不断の見直しを行うべきである。

※ 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

- ・ 詮問 1月9日 （労働政策審議会職業安定分科会）
- ・ 答申 1月22日 （労働政策審議会職業安定分科会）